

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 明光技研株式会社(法人番号 9390001010694)
業者の住所 : 山形県南陽市西落合566-1
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年6月10日 から 令和7年10月9日 まで(4カ月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者の代表取締役は、山形県高畠町が発注した業務の指名競争入札において、同町職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年2月16日、山形県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、さらに業務の入札情報を入手した見返りに現金を渡したとして、同年3月7日、贈賄の容疑で再逮捕された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」付表第2第10号(競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経えないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内